

2020年度の川口市の予算を審議する3月市議会が始まります

2月19日に3月市議会定例会が告示され、2020年度の川口市の一般会計や各種の特別会計、企業会計の予算書、一般議案書が配布されました。また、2019年度分の補正予算4億5802万円も提案される予定となっています。

2020年度一般会計予算は総額約1365億円となり、2019年度比で約45億円増となります。一般議案では、川口市水道事業給水条例の一部改正案で9月～水道料金を平均25.01%引上げる内容が、また、国民健康保険税条例の一部改正案では国保税の賦課限度額を96万円から99万円へ3万円引上げるもの。市営住宅設置及び管理条例の一部改正では、民法の一部改正により近年身寄りのない単身高齢者等が増えていることを踏まえ、連帯保証人に関する規定を廃止するなどの内容の条例改正案などが審議される予定です。

議会開会前の2月20日には議会運営委員会が開催され、日本共産党市議団は「子ども医療費助成制度の拡充等を求める意見書(案)」、「インボイス制度(適格請求書等保存方式)導入を中止することを求める意見書(案)」、「障害者の尊厳を守り権利の向上を求める意見書(案)」の3本を提案しました。今号では、「障害者の尊厳を守り権利の向上を求める意見書」(案)の全文を左記に紹介します。

市民の暮らしの声・願いを国・県に届けるため採択できるよう頑張ります。

3月
市議会日程

2月26日(水)	開会
27日(木)	常任委員会(令和元年度に係わる議案)
3月3日(火)	本会議(令和元年度に係わる議案)
6日(金)	一般質問
9日(月)～12日(木)	一般質問
16日(月)～19日(木)	常任委員会
25日(水)	閉会

3月市議会の一般質問は日本共産党市議団から金子ゆきひろ市議、矢野ゆき子市議の2名が行います。是非、傍聴にお出かけ下さい。

「障害者の尊厳を守り権利の向上を求める意見書」 (案)

日本が障害者の権利に関する条約(以下、障害者権利条約)を批准して今年で6年となった。同条約は、障害のある人に、障害のない人と同じ権利を保障することなどを掲げ、その実現へ必要な措置を取ることを締約国に義務付けている。しかし、近年の障害者をめぐる状況は、旧優生保護法下の強制不妊手術の違法性を問う訴訟や「津久井やまゆり園」事件、官公庁の大規模な雇用「水増し」が発覚するなど重大問題が繰り返されている。ここに共通するのは、能力に優劣をつけて“劣っている人”の尊厳を否定する優生思想の発想が根底にあることである。

現在の日本の現実、権利条約のめざす社会から程遠い状況となっており、障害者の尊厳が守られ、生活と権利を向上させるために、積極的な取り組みをすすめていくことが重要である。そもそも、障害者権利条約では、第5条は「平等及び無差別」、第17条は「個人をそのままの状態に保護すること」、第27条は「労働及び雇用」など障害者の権利保障を締約国に求めている。

「条約」の実施状況に関する国連・障害者権利委員会は、第1回締約国報告書を提出した日本に対し、昨年「事前質問事項」を採択し、今年は審査を行い、総括所見を出すこととなっている。この審査にむけて政府も日本障害フォーラム等も文書報告を提出することとなっている。

以上のことから今後、国において当事者はもとより広く英知を集め、障害者権利条約に則し障害者の尊厳を守り権利の向上を図る施策の拡充を行うよう求めるものである。

新川口

2020年2月23日号 No.1548

日本共産党川口市議会議員団

川口市前川2-28-10

TEL.267-8411 FAX.261-3528